

健 発 0707 第 6 号
令和 5 年 7 月 7 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核 市市長

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

健康行政におけるマイナンバー情報連携に係る実態調査について（依頼）

平素より、健康行政の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

デジタル庁からご連絡があったとおり、今般、令和 5 年 6 月 21 日のマイナンバー情報総点検本部における「基本的な進め方」を踏まえ、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、マイナンバー情報連携に係る実態を把握するとともに、紐付けが正確に行われているか確認を行うこととなりました。

具体的には、①難病・小慢関係、②予防接種法に基づく予防接種関係、③自治体検診関係に係る調査となります。なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種については、これまで実績がないため、今回の調査の対象とはしていません。

については、個別データの点検が必要なケースの整理を行うため、各自治体における紐付けに係る事務処理の実情の把握を行うこととさせていただきたいので、①～③の項目ごと（①については難病・小慢それぞれの項目の 2 種類）について、それぞれの項目に即した別添の調査項目に従って、7 月 21 日（金）17 時までには回答いただくよう、ご理解とご対応をお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、この旨を管内市町村（特別区を含む。指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）に周知していただくとともに、管内市町村の回答をとりまとめて、ご回答をお願いいたします。

なお、本件については、貴自治体の番号制度主管課と情報共有のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 回答対象について

① 難病・小慢関係及び②予防接種法に基づく予防接種関係について

別添1のエクセルファイルの調査項目へのご回答をお願いいたします。
「様式」シートの制度等のタブから難病、小慢、予防接種それぞれ選択ください。難病・小慢のタブも分かれていますので、都道府県・指定都市においては、それぞれ2種類をご回答ください。

③ 自治体検診関係について

別添2のエクセルファイルの調査項目へのご回答をお願いいたします（別添1に加えていくつか質問が追加されています）。なお、自治体の中で検診ごとに実情や紐付け方が異なるような場合は、その運用方法ごとにエクセルファイルを分けて複数ご回答ください。（詳細は後述4.ご参照）

2. 提出期限及び提出先について

提出期限：令和5年7月21日（金）17時

① 難病・小慢関係について

宛先メールアドレス：n_mynumber@mhlw.go.jp

（厚生労働省健康局難病対策課難病調査研究係、小児慢性特定疾病係）

② 予防接種法に基づく予防接種関係について

宛先メールアドレス：yoboseshu@mhlw.go.jp

（厚生労働省健康局予防接種参事官室企画法令係）

③ 自治体検診関係について

宛先メールアドレス：sukoyaka@mhlw.go.jp

（厚生労働省健康局健康課健康指導係、企画法令係）

3. 提出方法について

下記の記載例に倣ってメール件名及びファイル名を付けてご提出ください。

(1) メール件名の付け方について

メール件名：**【都道府県・指定都市・中核市名】マイナンバーアンケート回答**

(2) ファイル名の付け方について

ファイル名：**【都道府県・指定都市・中核市名】マイナンバーアンケート**

ト回答

(3) 回答のとりまとめに関して

各都道府県におかれましては、管内市町村の回答を集約していただき、①～③についてそれぞれ上記の提出先までご提出をお願いいたします。

その際、自治体から都道府県に提出されたエクセルファイルの「一覧用」と記されたシートの2行目をコピーした一覧表をエクセルファイルで作成の上、自治体から提出されたエクセルファイルとは別ファイルとしてご提出をお願いいたします。

なお、元の各自治体のエクセルファイルについては、個別に提出を求める場合がありますので、ご留意いただければと思います。

4. 留意点について

①及び③の留意点は、下記のとおりです。

- ① 難病・小慢について、都道府県が条例等により一部の事務を管内の自治体に委任している場合、委任先の自治体の実態を聴取のうえ、都道府県において回答いただきますようお願いいたします。

また、東京都におかれましては、小慢に関して、児童相談所を設置している特別区についてもとりまとめをお願いいたします。

- ③ 自治体検診については、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診等の様々な検診が含まれるため、自治体によっては、検診ごとの運用が異なる場合があるものと考えています。

そのような場合は、運用の異なる検診について、それぞれ別に別添2のエクセルファイルにご回答ください。その際には、ファイルを区別するため、それぞれのエクセルファイルのシート1枚目の4行目「属性」欄に、どの検診が当該エクセルファイルで想定している運用方法の対象となるか、下記【属性分類】より選択し、記載してください。

なお、自治体検診の全てについて特段運用が異なる場合は、「属性」欄は空欄で構いません。

都道府県はこれらのすべてのファイルを上記3.(3)のようにとりまとめてご回答ください。

【属性分類】

- 1 肺がん検診、2 乳がん検診、3 胃がん検診、
- 4 子宮頸がん検診、5 大腸がん検診、6 肝炎ウイルス検診、
- 7 骨粗鬆検診、8 歯周疾患検診

【記載例】

「3 胃がん検診」、「4 子宮頸がん検診」、「6 肝炎ウイルス検診」、
「8 歯周疾患検診」の運用が同じである場合

属性	3 胃がん検診、4 子宮頸がん検診、6 肝炎 ウイルス検診、8 歯周疾患検診
-----------	---

5. 照会先について

照会先は、下記のとおりです。

① 難病・小慢関係について

担当係： 難病対策課難病調査研究係、小児慢性特定疾病係

照会先アドレス： n_mynumber@mhlw.go.jp

照会先 TEL：03-5253-1111（内線【難病関係】2298・2355、【小慢関係】7937）

② 予防接種法に基づく予防接種関係

担当係： 予防接種担当参事官室企画法令係

照会先アドレス： yoboseshu@mhlw.go.jp

照会先 TEL：03-5253-1111（内線 8917・8915）

③ 自治体検診関係

担当係： 健康課健康指導係、企画法令係

照会先アドレス： sukoyaka@mhlw.go.jp

照会先 TEL：03-5253-1111（内線 2940・8871）

※ 可能な限り、都道府県で管内市町村の照会等をおまとめのうえ、照会いただきたいと考えております。

※ 照会の際は、可能な限り、メールでの問い合わせをお願いいたします。

マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

回答者情報

制度等	◆リストから選択(厚労省で入力)
組織区分	◆リストから選択
属性	◆マイナポータル閲覧対象事務において、同制度内に、マイナンバーと紐付ける管理情報が複数ある場合等(厚労省で入力)
組織名	◆入力 ※自治体の場合は都道府県コード・都道府県名・市区町村名を空白を入れず入力。郡名は省略。(例:14神奈川県相模原市)
担当部署名	◆入力
回答責任者役職	◆入力 ※課長級以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようにお願いいたします。
回答責任者氏名	◆入力
連絡先氏名	◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
電話番号	◆入力
メールアドレス	◆入力

情報未入力あり

未回答あり

調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。	
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。	
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	
③を選択の場合、予定年月を記載してください。		
3	各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※)している場合に限る。以下同じ)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 ※住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は完全一致とみなす。	
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①漢字氏名 ②カナ氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤住所
8-1	氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。	
①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)		
8-2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。	
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。	
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。	

マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

回答者情報

制度等	◆リストから選択(厚労省で入力)
組織区分	◆リストから選択
属性	◆マイナポータル閲覧対象事務において、同制度内に、マイナンバーと紐付ける管理情報が複数ある場合等(厚労省で入力)
組織名	◆入力 ※自治体の場合は都道府県コード・都道府県名・市区町村名を空白を入れず入力。郡名は省略。(例:14神奈川県相模原市)
担当部署名	◆入力
回答責任者役職	◆入力 ※課長級以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようにお願いいたします。
回答責任者氏名	◆入力
連絡先氏名	◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
電話番号	◆入力
メールアドレス	◆入力

情報未入力あり

未回答あり

調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。	
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)について、各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。	
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	
③を選択の場合、予定年月を記載してください。		
3	各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と完全一致(※)している場合に限る。以下同じ)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 ※住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は完全一致とみなす。	
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①漢字氏名 ②カナ氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤住所
8-1	氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。	
①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)		
8-2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。	
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。	
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。	

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
ここからは自治体検診に関する追加の質問となります。		
a	自治体検診情報について、健康管理システムから自治体中間サーバに登録をしているか。	
b	市区町村ごとに管理している住民記録システムから健康管理システムに住登者の住民情報を連携する際、どのような方法によって連携を行っているか。	
	⑤を選択の場合、その方法を記載してください。	
c	医療機関等の検査機関で受診した検診のデータを健康管理システムに格納する際、どのような方法によって格納を行っているか。	
	⑤を選択の場合、その方法を記載してください。	
d	自治体の検診券発行時や検診受診の際等の運用の中で、自治体から受診者にマイナンバーの提出を求めているか。	
	②を選択の場合、その理由を記載してください。	

マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目

Q1-1【市町村問】当該団体の住民（住民基本台帳に記載されている者）における各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

- ① 該当の機能を導入している（Q2 以降は上記以外の者（住登外者等）に対する調査としてご回答ください。）。
- ② 上記機能を導入していない（業務システムを導入していない場合を含む。）。

Q1-2【都道府県問】当該団体の住民（都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者）における各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携（※）によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

- ① 該当の機能を導入している（Q2 以降は上記以外の者に対する調査としてご回答ください。）。
- ② 上記機能を導入していない（業務システムを導入していない場合を含む。）。

※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。

Q2 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。
- ③ 定める予定である（ 年 月）。
- ④ 定めていないが、制度所管省庁の紐付け業務に関するマニュアル・ガイドライン（事務処理要領）等がある。

※ 以降の調査項目では、マニュアルの規定内容を回答するのではなく、業務の実態をご回答ください。

Q3 各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。

- ① 求めている。
- ② 求めていない。（Q6 へ）

Q4 本人以外（事業主等）からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。

- ① 事業主等から提出された場合でも、J-LIS 照会等によりマイナンバーを確認している又は本人から提出されたマイナンバーを事業主等が確認書類により確認している。
- ② 確認していない（事業主等がマイナンバーを確認書類による確認を求めていない場合も含む。）。
- ③ 本人以外（事業主等）からの届出は無い。

Q5 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の

行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ（マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類）に基づき、マイナンバーを取得しているか。

- ① 必ず上記方法により取得しており、確認書類が揃わないこと等によりマイナンバーを取得できない場合は紐付けない。（Q10へ）
- ② ①以外の方法により取得している。

Q6 マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。

- ① 住基ネットの利用（J-LIS 照会）により確認している。
- ② 組織内の住基システム等により確認している。

Q7-1 住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所（住民票等の記載内容と完全一致（※）している場合に限る。以下同じ。）全部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。

（※）住所表記のゆれ（例：5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3）は完全一致とみなす。

- ① 取得している。
- ② 取得していない。

Q7-2 氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。

- ① 氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報によりマイナンバーを取得している。
- ② 紐付けを行わない。（Q9へ）

Q7-3 【Q7-2において①と回答した場合】氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。

- ① 決めている。
- ② 決めていない。

Q7-4 【Q7-3において①と回答した場合】その情報はどれか。（該当箇所全て選択）

- ① 漢字氏名
- ② カナ氏名
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ 住所

Q8-1 氏名・生年月日・性別・住所のうち一部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。

- ① 組織で定めた別途の方法（※）に基づき対応している。
（別途の方法の概要（マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等）を記載のうえ補足資料があれば提出をお願いします。）
- ② 具体的に定めた方法はなく、担当者に事実上任されている。（Q9へ）
- ③ 紐付けを行わない。（Q9へ）

(※)「別途の方法」の例

例1 当初のマイナンバー照会の際には用いなかった本人確認4 情報を追加的に用い、複数担当者・複数回による確認を経て、最終的には本人確認4 情報全てにより特定

例2 住所として表示された場所にマイナンバーを照会する文書を送付し、マイナンバーを確認 等

Q8-2【Q8-1 において①と回答した場合】別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。

- ① 必ず別途の方法で、本人として特定できた者に限り紐付けしている（特定できなかった場合については紐付けしていない）。
- ② 別途の方法で、本人として特定できなかった者についても紐付けを行っている場合もある。

Q9 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。

- ① 複数職員で確認している。
- ② 上記以外の場合であって、システム上、承認する理由を記載させるなど記録が残るようにしている。
- ③ ①以外の場合であって、完全一致していないが、紐付けたことを記録として残している。
- ④ 特に記録を残したり、別の職員が確認したりしていない。

Q10 過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり（各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。）、それを国（制度所管庁）への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。

- ① 事例はない。
- ② 事例はある。原因も特定されており、改善されている（概要を添付してください。）。
- ③ 事例はある。原因も特定されているが、改善されていない（概要を添付してください。）。
- ④ 事例はある。原因が特定されず、改善されていない（概要を添付してください。）。

マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目

Q1-1【市町村問】当該団体の住民（住民基本台帳に記載されている者）における各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

- ① 該当の機能を導入している（Q2 以降は上記以外の者（住登外者等）に対する調査としてご回答ください。）。
- ② 上記機能を導入していない（業務システムを導入していない場合を含む。）。

Q1-2【都道府県問】当該団体の住民（都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者）における各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携（※）によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

- ① 該当の機能を導入している（Q2 以降は上記以外の者に対する調査としてご回答ください。）。
- ② 上記機能を導入していない（業務システムを導入していない場合を含む。）。

※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。

Q2 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。

- ① 定めている。（Q3 へ）
- ② 定めていない。（Q3 へ）
- ③ 定める予定である（ 年 月）。
- ④ 定めていないが、制度所管省庁の紐付け業務に関するマニュアル・ガイドライン（事務処理要領）等がある。

※ 以降の調査項目では、マニュアルの規定内容を回答するのではなく、業務の実態をご回答ください。

Q3 各種申請において申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。

- ① 求めている。
- ② 求めていない。（Q6 へ）

Q4 本人以外（事業主等）からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。

- ① 事業主等から提出された場合でも、J-LIS 照会等によりマイナンバーを確認している又は本人から提出されたマイナンバーを事業主等が確認書類により確認している。
- ② 確認していない（事業主等がマイナンバーを確認書類による確認を求めていない場合も含む。）。
- ③ 本人以外（事業主等）からの届出は無い。

Q5 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の

行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ（マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類）に基づき、マイナンバーを取得しているか。

- ① 必ず上記方法により取得しており、確認書類が揃わないこと等によりマイナンバーを取得できない場合は紐付けない。（Q10へ）
- ② ①以外の方法により取得している。

Q6 マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。

- ① 住基ネットの利用（J-LIS 照会）により確認している。
- ② 組織内の住基システム等により確認している。

Q7-1 住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所（住民票等の記載内容と完全一致（※）している場合に限る。以下同じ。）全部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。

（※）住所表記のゆれ（例：5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3）は完全一致とみなす。

- ① 取得している。
- ② 取得していない。

Q7-2 氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。

- ① 氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報によりマイナンバーを取得している。
- ② 紐付けを行わない。（Q9へ）

Q7-3 【Q7-2において①と回答した場合】氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。

- ① 決めている。
- ② 決めていない。

Q7-4 【Q7-3において①と回答した場合】その情報はどれか。（該当箇所全て選択）

- ① 漢字氏名
- ② カナ氏名
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ 住所

Q8-1 氏名・生年月日・性別・住所のうち一部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。

- ① 組織で定めた別途の方法（※）に基づき対応している。
（別途の方法の概要（マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等）を記載のうえ補足資料があれば提出をお願いします。）
- ② 具体的に定めた方法はなく、担当者に事実上任されている。（Q9へ）
- ③ 紐付けを行わない。（Q9へ）

(※)「別途の方法」の例

例1 当初のマイナンバー照会の際には用いなかった本人確認4 情報を追加的に用い、複数担当者・複数回による確認を経て、最終的には本人確認4 情報全てにより特定

例2 住所として表示された場所にマイナンバーを照会する文書を送付し、マイナンバーを確認 等

Q8-2【Q8-1 において①と回答した場合】別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。

- ① 必ず別途の方法で、本人として特定できた者に限り紐付けしている（特定できなかった場合については紐付けしていない）。
- ② 別途の方法で、本人として特定できなかった者についても紐付けを行っている場合もある。

Q9 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システムからマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。

- ① 複数職員で確認している。
- ② 上記以外の場合であって、システム上、承認する理由を記載させるなど記録が残るようにしている。
- ③ ①以外の場合であって、完全一致していないが、紐付けたことを記録として残している。
- ④ 特に記録を残したり、別の職員が確認したりしていない。

Q10 過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり（各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。）、それを国（制度所管庁）への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。

- ① 事例はない。
- ② 事例はある。原因も特定されており、改善されている（概要を添付してください。）。
- ③ 事例はある。原因も特定されているが、改善されていない（概要を添付してください。）。
- ④ 事例はある。原因が特定されず、改善されていない（概要を添付してください。）。

ここからは自治体検診に関する追加の質問となります。

a 自治体検診情報について、健康管理システムから自治体中間サーバに登録をしているか。

- ① システムで登録している
- ② 手作業で登録している
- ③ 登録していない

b 市区町村ごとに管理している住民記録システムから健康管理システムに住登者の住民情報を連携する際、どのような方法によって連携を行っているか。

- ① システムで自動連携
- ② システムでの連携だが、自動ではなくヒトの作業が必要なものの、データ自体にはアク

セスしない（住基システムからエクセルファイルにデータを保存し、そのファイルを健康管理システムにアップデータする等）。

- ③ システムでの連携だが、自動ではなくヒトの作業が必要で、データ自体にもアクセスする（住基システムからエクセルファイルにデータを保存し、そのファイルを開き、健康管理システムに手動でコピーする等）。
- ④ 健康管理システムに手動で入力
- ⑤ その他（下記に方法を記載して下さい。）

c 医療機関等の検査機関で受診した検診のデータを健康管理システムに格納する際、どのような方法によって格納を行っているか。

- ① システムで自動連携
- ② システムでの連携だが、自動ではなくヒトの作業が必要なものの、データ自体にはアクセスしない（検査機関（医療機関など）からデータファイルが送付され、そのファイルを健康管理システムにアップデータする等）。
- ③ システムでの連携だが、自動ではなくヒトの作業が必要で、データ自体にもアクセスする（検査機関（医療機関など）からデータファイルが送付され、そのファイルを開き、健康管理システムに手動でコピーする等）。
- ④ 健康管理システムに手動で入力
- ⑤ その他（下記に方法を記載して下さい。）

d 自治体の検診券発行時や検診受診の際等の運用の中で、自治体から受診者にマイナンバーの提出を求めているか。

- ① 求めている。
- ② 求めている（下記にその理由をご記入ください。）

各都道府県・政令指定都市マイナンバー制度担当部（局）宛

デジタル庁 マイナンバー情報総点検本部

個人情報とマイナンバー（個人番号）の紐付けに係る実態調査について（共有）

日頃より、マイナンバー制度の適正な運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

マイナンバーの紐付けに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえ、政府全体で総点検と再発防止を強かに推進することを目的として、2023年6月21日にデジタル庁にマイナンバー情報総点検本部が設置されました。マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、個人情報とマイナンバーの紐付けが正確に行われているか、必要な点検を行うこととしております。まずは、7月中に各制度の現場におけるマイナンバーの紐付け作業の実態把握を行い、その結果を踏まえ、個別データの点検が必要なケースの整理を行う予定です。

つきましては、制度所管省庁から、制度担当部局へ調査表をお送りする予定であることをご承知おきください。追って制度所管省庁が調査表を発出の後、その旨、改めてデジタル庁から貴部局へ再度ご連絡いたします。

なお、都道府県におかれましては、この旨を管内市町村（特別区を含む。指定都市を除く）に周知いただきますようお願いいたします。

また、詳細な記載方法は、制度所管省庁からの通知をご覧くださいと存じますが、記載にあたっての全体的な留意点等について下記に記載いたします。

ご多用のところ恐縮ですが本調査にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 記載にあたっての留意点

- ・ 調査表の回答においては、回答の選択に迷う場合や一部で対応できていない紐付け事務がある場合には、より紐付け業務について対応できていない選択肢を選択するなど、より慎重な選択肢を選択するようお願いいたします。
- ・ 集計作業の効率化等のため、エクセルの入力規則に従って入力するようお願いいたします。既に組み込んでいる関数などは編集しないようご注意ください。
- ・ 回答いただく際には、紐付け実施機関として責任を持った回答をお願いいたします。

2. これまで把握されている個人情報とマイナンバーの紐付けの誤りの原因（例）

①紐付け実施機関が住基ネットの利用（J-LIS 照会）等により、対象者のマイナンバーを取得する際に住所を含まないカナ氏名及び生年月日のみを用いて照会を行い、マイナンバーを取得していた。

住基ネットの利用（J-LIS 照会）等により同姓同名の情報が出力された場合、カナ氏名及び生年月日に加え、氏名、住所情報等を活用してマイナンバーを特定する必要があるが、十分な確認が行われないうまま、個人情報にマイナンバーが紐付けられていた。

<連絡先>

デジタル庁マイナンバー情報総点検本部

TEL : 03-4477-6775

E-Mail : 